

埼玉県地域がん登録事業事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、「埼玉県地域がん登録事業実施要綱」第15条の規定に基づき、本県の地域がん登録事業を実施するに当たっての実施方法を定め、もって地域がん登録事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(登録管理者等)

第2条 登録管理者は、保健医療部疾病対策課長をもって充てる。

2 登録管理者は、登録室管理者を指名する。

3 登録室管理者は、地域がん登録事業の安全かつ円滑な運営に必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集)

第3条 地域がん登録に用いる情報の収集は、次により行う。

(1) 届出票により、収集する情報の内容は次のとおりとする。

ア 基本項目

(ア) 氏名 (イ) 性別 (ウ) 生年月日 (エ) 住所

(オ) 届出病院名 (カ) 届出病院における患者 ID

イ 診断名

(ア) 病理診断名 (イ) 部位側性

ウ 診断情報

(ア) 初発・再発の別 (イ) 診断根拠 (診断方法)

(ウ) 診断日 (自施設診断日、初回診断日) (エ) 発見経緯

エ 病期

(ア) 病巣の拡がり

(イ) UICC (国際対がん連合) による TNM 悪性腫瘍分類

オ 初回治療方法

(ア) 観血的治療方法 (イ) その他

カ 死亡年月日

(2) 死亡小票により、収集する情報の内容は次のとおりとする。

ア 市区町村符号及び保健所符号 イ 事件簿番号 ウ 氏名

エ 男女別 オ 生年月日 カ 死亡したとき

キ 死亡した人の住所 ク 死亡した人の国籍

ケ 死亡したところの種別 コ 施設の名称 サ 死亡の原因

シ その他特に付言すべきことがら

ス 施設の所在地又は医師の住所及び氏名 セ 備考

(3) 住民票照会により、収集する情報の内容は次のとおりとする。

ア 生存状況

(ア) 住民登録の有無 (イ) 死亡日 (ウ) 転居日 (エ) 転居先住所

イ 個人識別指標

(ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所

(情報の収集方法)

第4条 前条の情報について、次の各号に掲げる手順により収集する。

(1) 届出票の提出

ア 登録室は、届出票及び返信用専用封筒を県内医療機関へ配布する。

イ 医療機関の医師は、届出票を次に掲げる場合に記載する。

(ア) がん患者が入院している場合は、次のいずれかに最初に該当したとき。

① がん患者が退院したとき

② 初回治療が終了したとき

(イ) がん患者が入院していない場合は、次に掲げるとき。

① 治療方針が確定したとき

(ウ) 自施設においてがんと診断した患者が、治療のため他施設に転院したとき。

(以前に自院で届出を行っている場合を除く。)

(エ) 以前に自院で届出を行っている場合で、次に掲げるとき。

① がんであるとして届出を行ったが、がんでないと診断したとき。

② がんの原発部位の診断を変更したとき。

③ 手術を行わない予定であったが、手術を行ったとき。

(オ) がん患者が死亡したとき。

ウ 医療機関は、届出票を罹患年の翌年12月末日までに登録室に提出するものとする。また、登録室は、最終提出日前に、必要に応じ中間提出日を設けることができる。ただし、医療機関は、状況に合わせ中間及び最終提出日前であっても、随時提出できるものとする。

エ 登録室は、届出票の内容について、必要に応じ届出票を提出した医療機関に対し、別に定めるところにより、文書又は電話により問い合わせをすることができる。

(2) 死亡小票の提出

ア 登録管理者は、人口動態調査死亡票の目的外利用申請を厚生労働省に行い、死亡小票の利用許可を得る。

イ 保健所は、死亡小票の写しを保健医療部疾病対策課が別に指定する日までに当該課経由で登録室に提出する。

(3) 遡り調査

登録室は、死亡小票の写しにより把握したがん患者の中で、医療機関より届出票の提出をうけていない者について、死亡の診断をした医療機関に対して、届出票の提出を依頼する。

(4) 生存確認調査

ア 登録室は、届出票に記載されている患者の住所地の市町村へ住民票の照会を行い、市町村の協力を得て、がん患者の生死の情報に関する調査（以下、「生存確認調査」という。）を実施する。ただし、生存確認調査日現在において死亡年月日が明らかな者については、生存確認調査の対象外とする。

イ 登録室は、生存確認調査の結果に基づき、次により処理するものとする。

(ア) 生死が判明した者については、その内容を登録する。

(イ) 県内において住所を変更した者については、変更後の住所を登録し、さらなる生存確認調査の対象とする。

(ウ) 県外に転出した者については、可能な範囲内においてさらなる生存確認調査を行うものとする。

(エ) 生死及び転出が不明である者については、消息不明者として登録し、以後生存確認調査は行わない。

(5) 採録

登録室は、必要に応じて、医療機関の協力を得て届出票を作成することができる。

(情報の登録)

第5条 登録室は、前条により収集した情報を国立がん研究センターの提供する標準データベースシステムを使用し、入力・照合することにより登録する。

(集計及び解析)

第6条 登録室は、登録した情報をもとに、次の集計及び解析を行う。

(1) 罹患に関すること

ア 罹患数

イ 罹患割合

ウ 粗罹患率

エ 年齢調整罹患率

(2) 受療状況に関すること

- ア 発見経緯
- イ 進行度
- ウ 初回治療方法
- (3) 死亡に関すること
 - ア 詳細部位別、性別
- (4) 生存に関すること
 - ア 生存率
- (5) 登録精度
- (6) その他、公衆衛生上必要な集計及び解析

(結果の公表)

第7条 県は、集計及び解析の結果を定期的に報告書にまとめ、公表する。

(その他)

第8条 本事業に係る情報等の管理等に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。